

岩泉町 再犯防止推進計画



計画期間

令和 8 年度～令和 12 年度
(2026 年度～2030 年度)

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・目的

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が施行され、国及び地方公共団体においては、再犯防止に関する施策を推進することが責務とされました。

また、同法第 8 条第 1 項では、市町村は「国の再犯防止推進計画を勘案して、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努める」こととされています。

岩泉町では、これまで関係機関・団体と連携しながら、犯罪をした者等の社会復帰支援に取り組んできましたが、より体系的かつ効果的な取組を推進するため、本計画を策定します。

本計画は、誰一人取り残されることのない社会の実現を目指し、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、関係機関・団体、地域住民等と連携・協働しながら、町として取り組むべき施策を体系的に整理し、再犯防止対策を総合的に推進することを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づき、岩泉町再犯防止推進計画として策定します。国の「再犯防止推進計画」(令和 5 年 3 月)及び「岩手県再犯防止推進計画」(令和 5 年 3 月)を勘案するとともに、「岩泉町未来づくりプラン(総合計画)」をはじめとする町の関連計画との整合性を図りながら、再犯防止に関する施策を推進します。

3. 計画期間

本計画の期間は、「令和 8 年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)まで」の 5 年間とします。

4. 計画の対象

本計画の対象は、以下のとおりとします。

- ①犯罪等をした者(刑事処分を受けた者、保護処分を受けた者等)
- ②非行のある少年等(家庭裁判所で審判に付された少年等)
- ③上記の者の家族等

第2章 岩泉町における再犯防止を取り巻く現状と課題

1. 岩泉町の概況

岩泉町は、岩手県沿岸北部に位置し、面積 992 km²で本州一の面積を誇る町です。人口は7,724人(令和7年3月末現在)、高齢化率は47.7%となっており、人口減少と高齢化が進行しています。

主要産業は農林業、観光業であり、龍泉洞や早坂高原はじめとする豊かな自然環境を活かした地域づくりを進めています。一方で、就労の場の確保や若者の定住促進が重要な課題となっています。



2. 犯罪・非行の動向

(1) 岩手県の状況

岩手県における刑法犯検挙者数は、令和6年で1,128件となっており、近年増加傾向にあります。一方、再犯者率(検挙者に占める再犯者の割合)は42.9%となっており、全国平均の46.2%と比較して3.3ポイント低い状況にあります。

再犯者率の比較(刑法犯検挙者中の再犯者率)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岩手県	47.8%	49.0%	44.4%	46.1%	42.9%
全国平均	49.1%	48.6%	47.9%	47.0%	46.2%

(出典:法務省提供データ)

(2)岩泉地区(岩泉町・田野畑村)の状況

岩泉地区における再犯者率及び保護観察事件取扱件数等は下記のとおりとなっています。

再犯者率(刑法犯検挙者中の再犯者率)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
再犯者率	77.8%	44.4%	66.7%	33.3%	50.0%
再犯者/検挙者	7/9人	4/9人	2/3人	4/12人	3/6人

(出典:法務省提供データ)

保護観察事件取扱件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年間取扱件数	1件	2件	2件	2件	1件
年末係属件数	1件	1件	1件	0件	1件

(出典:盛岡保護観察所提供データ)

生活環境調整事件取扱件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年間取扱件数	3件	5件	5件	2件	2件
年末係属件数	3件	4件	2件	1件	0件

(出典:盛岡保護観察所提供データ)

※「年間取扱件数」は、前年からの繰越件数に当年の受理件数を加えたもの。

(3)特性別の課題

- ①高齢者:高齢化の進行に伴い、高齢の犯罪者・非行者への支援ニーズが増加
- ②若年者:就労機会の限定により、安定した社会復帰が困難
- ③精神的な疾患・障がい者等:医療・福祉サービスとの連携強化が必要

3. 犯罪予防及び再犯防止に関する活動の現状

(1)「社会を明るくする運動」関係事業の推進(岩泉町・岩泉地区保護司会 等)

- ①あいさつ運動
- ②岩泉町清掃美化運動
- ③更生保護作文コンテスト参加依頼
- ④社会を明るくする運動岩手県推進委員会
- ⑤社会を明るくする運動岩泉町推進委員会
- ⑥社会を明るくする運動ポスター掲示・チラシ等配布
- ⑦社会を明るくする運動一日保護司の総理大臣メッセージ伝達(町民福祉まつり)

(2)岩泉・田野畑地区 連携会議(岩泉町・岩泉地区保護司会 等)

- ①岩泉・田野畑地区防犯連合会総会
- ②岩泉・田野畑地区犯罪被害者ネットワーク総会

(3)福祉関連イベント(岩泉町・岩泉地区保護司会 等)

- ①岩泉町社会福祉大会
- ②岩泉町歳末たすけあい芸能祭

(4)岩手県保護司会連合会感謝状伝達・保護司活動協力要請(岩泉地区保護司会 等)

(5)各種研修の実施・参加(岩泉町・岩泉地区保護司会 等)

- ①保護司会地域別定例研修
- ②自主研修会
- ③更生保護関係者交流会
- ④保護司会・民生児童委員合同研修会

(6)各種会議への参加(岩泉地区保護司会 等)

4. 主な課題

(1)認知度・理解不足

町民の再犯防止に対する認知度や理解が十分ではなく、社会復帰への偏見や不安が存在します。

(2)支援体制の連携不足

関係機関・団体間の情報共有や連携体制が十分に構築されていません。

(3)専門人材の不足

社会復帰支援に関する専門知識を有する人材が不足しています。

(4)社会資源の限定

人口規模に比して、就労機会や社会復帰支援のための社会資源が限定的な状況です。

(5)地理的制約

町域が広大なため、支援を必要とする者のアクセスに困難な場合があります。

第3章 基本方針と目標

1. 基本理念

誰もが安心して暮らせる共生社会の実現

犯罪をした者等が、地域社会の一員として受け入れられ、再び罪を犯すことなく、自立した生活を営むことができる環境を整備し、町民全体が安心して暮らせる社会を目指します。

2. 基本方針

国の再犯防止推進計画に示された重点課題を踏まえ、以下の基本方針を定めます。

基本方針1:就労・住居の確保等

犯罪をした者等の社会復帰において最も重要な基盤となる就労と住居の確保を支援します。

基本方針2:保健医療・福祉サービスの利用促進等

高齢者、障がい者等への適切な支援を行うため、保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

基本方針3:保護司・民間協力者等の活動促進等

保護司、更生保護女性会、民間協力者等の活動を促進し、地域における支援体制を強化します。

基本方針4:町民の理解促進等

再犯防止に関する町民の理解を深めるため、犯罪をした者等の社会復帰の理解促進に努めます。

3. 計画の目標

(1)数値目標

①保護司の資質向上

研修参加率:保護司 15 名中 12 名以上(80%)が年1回以上参加

②社会を明るくする運動認知度向上・学校連携の強化

作文コンテスト依頼の学校訪問：小中学校 4校→6校

(2)定性目標

①地域連携ネットワークの拡充

関係機関・団体間の連携体制の構築：民生委員・児童委員との合同研修(年1回)

②町民の再犯防止に対する理解促進

町民の保護司制度認知率向上：あいさつ運動(年2回)、啓発消耗品を各種イベントで配布

第4章 具体的な施策

基本方針1：就労・住居の確保等

1-1. 協力雇用主ネットワークの構築

- 町内事業所への協力雇用主制度の周知(年1回)：保護司会 等
- 協力雇用主登録事業所リストの作成・更新：保護司会 等
- 連携会議の開催(年1回)：保護司会 等

1-2. 関係機関との連携体制の整備

- ハローワーク、社会福祉協議会との連絡会議(年1回)：保護司会 等
- 「もしもの時」の支援フロー図の作成：保護司会 等

1-3. 就労支援に関する情報収集

- 近隣自治体の好事例の研修参加：岩泉町・保護司会 等
- 町内事業所の求人情報の定期収集：岩泉町・保護司会 等

基本方針2：保健医療・福祉サービスの利用促進等

2-1. 福祉関係機関との連携強化

- 福祉関係機関との定期情報交換会の開催(年1回)：岩泉町・保護司会 等
- 民生委員との合同研修会の実施(年1回)：岩泉町・保護司会 等

2-2. 相談支援体制の整備

- 相談窓口一覧リーフレットの作成・配布：岩泉町
- 保護司への福祉制度研修の実施(年1回)：岩泉町

基本方針3:民間協力者の活動促進等

3-1. 保護司活動の充実

- 定期研修の継続実施(年3回):保護司会 等
- 先進地域視察研修の実施(年1回):保護司会 等
- 活動マニュアル・ハンドブックの作成:保護司会 等
- 保護司活動の記録・事例集の作成:保護司会 等

3-2. 後継者育成・新規保護司の確保

- 「一日保護司体験」の継続実施(年1回):岩泉町・保護司会 等
- 町広報紙での保護司または社明運動記事掲載(年1回):岩泉町

3-3. 民間協力者との連携強化

- 更生保護女性会との合同事業の実施:保護司会 等
- 協力事業者の開拓:保護司会 等

3-4. 保護司の活動環境整備

- 町外研修会等の配車:岩泉町
- 保護司の確保:岩泉町・保護司会 等
- 保護司会活動補助金助成:岩泉町
- 備品の貸出等整備充実:岩泉町

基本方針4:町民の理解促進等

4-1. 広報・啓発活動の強化

- 町広報紙での記事掲載(年1回):岩泉町
- 「社会を明るくする運動」強化月間の啓発活動拡充:岩泉町・保護司会 等
- 啓発ポスター・チラシの全世帯配布:岩泉町・保護司会 等

4-2. 学校との連携強化

- 作文コンテストの継続実施(6校):保護司会 等
- 「一日保護司体験」の参加生徒募集:保護司会 等

4-3. 地域イベントでの啓発活動

- あいさつ運動の継続(年2回):保護司会 等
- 美化活動の実施(年1回):岩泉町

第5章 推進体制

1. 庁内推進体制

担当部署

町民課を主管課とし、関係各課が連携して施策を推進します。

2. 関係機関・団体との連携

岩泉町防犯協会(仮称) 令和8年度から設立(危機管理課所管)

町、岩泉地区保護司会、岩泉警察署、町社会福祉協議会、町教育委員会等で構成する協会を設置し、情報共有と連携強化を図ります。

3. 国・県との連携

(1) 国の機関との連携

- ① 盛岡保護観察所との定期的な交流(研修会等)
- ② 矯正施設との連携による社会復帰支援

(2) 岩手県との連携

- ① 岩手県再犯防止推進計画との整合性確保
- ② 県主催研修会への参加
- ③ 県の支援制度の積極的活用

第6章 計画の進行管理

1. 進捗管理

(1) 定期的な点検・評価

- ① 年1回の進捗状況の点検・評価
- ② 必要に応じた計画の見直し

(2)指標による評価

数値目標及び取組状況を指標として、定量的・定性的な評価を実施します。

2. 計画の見直し

(1)中間見直し

計画期間の中間年度(令和10年度)に中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2)次期計画の策定

令和12年度に最終評価を実施し、次期計画策定に向けた検討を行います。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		◆		◆
		中間評価		最終評価 次期計画策定

第7章 計画の推進に向けて

1. 町民・事業者等への働きかけ

再犯防止の推進は、行政だけでなく、町民、事業者、関係団体等が一体となって取り組むことが重要です。

(1)町民への働きかけ

- ①再犯防止に関する理解と関心
- ②犯罪をした者等への偏見の解消
- ③地域における見守り活動への参加

(2)事業者への働きかけ

- ①協力雇用主としての参画
- ②職場体験・実習機会の提供
- ③従業員への理解促進

(3)関係団体への働きかけ

- ①専門性を活かした支援活動
- ②関係機関との積極的な連携
- ③地域ネットワークの構築

2. 計画の実効性確保

(1)人材育成

- ①職員の専門性向上
- ②関係者向け研修の充実
- ③先進事例の調査・研究

(2)財政基盤の確保

- ①国・県補助金の積極的活用
- ②効率的・効果的な予算執行

(3)情報発信の強化

- ①取組成果の積極的な発信
- ②好事例の共有
- ③町民理解の更なる促進



1. 相談窓口一覧(町内)

機関名	所在地	連絡先
岩泉町役場	〒027-0595	0194-22-2111(代)
町民課地域福祉室	岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5	
岩泉地区保護司会	〒027-0501 岩泉町岩泉字天間 17 番地 12 岩泉基幹集落センター2階	0194-32-3775

2. 統計資料

①刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(岩手県・全国)

	令和4年			令和5年			令和6年		
	検挙人員		再犯者率	検挙人員		再犯者率	検挙人員		再犯者率
		うち再犯者			うち再犯者			うち再犯者	
岩手県	955	424	44.4%	1,039	479	46.1%	1,128	484	42.9%
全国	169,409	81,183	47.9%	183,269	86,099	47.0%	121,896	88,697	46.2%

②罪種別刑法犯検挙者中の再犯者数(岩泉地区 ※岩泉町・田野畑村)

	罪種別検挙人員		総数	初犯者	再犯者
	検挙人員	うち再犯者			
令和3年	刑法犯総数		3	1	2
		うち凶悪犯	0	0	0
		うち粗暴犯	0	0	0
		うち窃盗犯	3	1	2
		うち知能犯	0	0	0
		うち風俗犯	0	0	0
令和4年	刑法犯総数		12	8	4
		うち凶悪犯	0	0	0
		うち粗暴犯	6	5	1
		うち窃盗犯	3	2	1
		うち知能犯	0	0	0
		うち風俗犯	1	0	1

罪種別検挙人員		総数	初犯者	再犯者
令和5年	刑法犯総数	6	3	3
	うち凶悪犯	1	1	0
	うち粗暴犯	0	0	0
	うち窃盗犯	5	2	3
	うち知能犯	0	0	0
	うち風俗犯	0	0	0

※総数と内訳との差はその他の罪種によるもの

③出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率(岩手県・全国)

	令和3年		令和4年		令和5年	
	2年以内再入者	2年以内再入率	2年以内再入者	2年以内再入率	2年以内再入者	2年以内再入率
岩手県	3人	0.017%	10人	0.058%	10人	0.062%
全国	2,515人	14.1%	2,218人	13.0%	2,228人	13.75%

④保護観察付(全部)執行猶予者の再処分者数及び再処分率(岩手県・全国)

	令和4年		令和5年		令和6年	
	再処分者	再処分率	再処分者	再処分率	再処分者	再処分率
岩手県	6人	18.2%	4人	22.2%	0人	0%
全国	551人	23.8%	509人	25.1%	472人	24.2%

⑤保護司数及び保護司充足率〔保護区を管轄する都道府県別(各年1月1日現在)〕(岩手県・全国)

	令和5年		令和6年		令和7年	
	保護司数	充足率	保護司数	充足率	保護司数	充足率
岩手県	619人	92.8%	630人	94.5%	624人	93.6%
全国	46,956人	89.4%	46,584人	88.7%	46,043人	87.7%

上記の統計資料データは、法務省の提供によるものです。

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の対象

第2章 岩泉町における再犯防止を取り巻く現状と課題

1. 岩泉町の概況
2. 犯罪・非行の動向
3. 犯罪予防及び再犯防止に関する現状
4. 主な課題

第3章 基本方針と目標

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 計画の目標

第4章 具体的な施策

- 基本方針1:就労・住居の確保等
- 基本方針2:保健医療・福祉サービスの利用促進等
- 基本方針3:民間協力者の活動促進等
- 基本方針4:町民の理解促進等

第5章 推進体制

1. 庁内推進体制
2. 関係機関・団体との連携

第6章 計画の進行管理

1. 進捗管理
2. 計画の見直し

第7章 計画の推進に向けて

1. 町民・事業者等への期待
2. 計画の実効性確保

資料編

1. 相談窓口一覧(町内)
2. 統計資料

計 画 名:岩泉町再犯防止推進計画

策定年月日:令和8年1月19日

作 成 者:岩泉町

計 画 期 間:令和8年度~令和12年度(5か年間)